

春の交通安全運動と交通安全講習会 「やさしさが 走るこの街 この道路」

☎ 道路交通課 ☎ 内線2883

5月11日(月)～20日(水)の10日間、子どもと高齢者の交通事故防止を基本に春の全国交通安全運動が行われます。これに先立ち、市では交通安全講習会を開催します。

三鷹市における「春の交通安全運動」の重点

①自転車の安全利用の推進

- ・自転車安全利用五則(下記)の周知徹底
- ・自転車マナー向上「自転車は 携帯かけない・傘ささない・必ず左側通行・夜はライト点灯を」「人は右 車は左 自転車も(左)」

②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

③飲酒運転の根絶

交通安全講習会

交通安全講話、ビデオ上映など。

☎ 市、三鷹警察署、三鷹交通安全協会 ☎ 当日会場へ

日程(4月)	会場	日程(4月)	会場
20日(月)	教育センター	24日(金)	新川中原コミュニティセンター
21日(火)	連雀コミュニティセンター	27日(月)	牟礼コミュニティセンター
22日(水)	井口コミュニティセンター	28日(火)	消費者活動センター
23日(木)	大沢原地区公会堂	※いずれも午後6時30分～7時30分。	

守りましょう！自転車安全利用五則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は「軽車両」と位置付けられています。歩道と車道の区別がある所は、車道通行が原則です。また、自転車道がある所では、道路工事などやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。

※ただし、下記の場合は自転車も歩道を通行できます。

- ・「歩道通行可」の標識があるとき
- ・車道が狭く、自動車の交通量が多いなど、安全を確保するためにやむを得ないとき
- ・13歳未満のお子さん、70歳以上の高齢者、身体障がい者が運転するとき

②車道は左側を通行

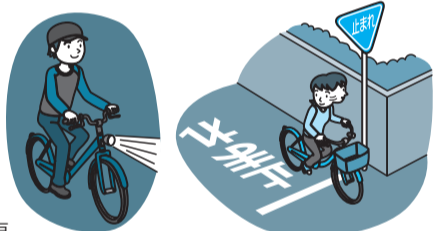
自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません(右側通行は禁止)。

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で車道寄りを走り、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。無理な追い越しや、ベルを鳴らして歩行者に道を開かせようとするなどの危険な行為はやめましょう。

④安全ルールを守る

飲酒運転の禁止／二人乗りの禁止
併進の禁止／夜間はライトを点灯
交差点での信号順守と一時停止・安全確認



⑤子どもはヘルメットを着用

13歳未満のお子さんが自転車に乗車する場合、保護者はヘルメットを着用させるように努めなければなりません。

平成27年度予算が成立

「骨格予算」で編成

政策的経費などは次期市長のもとで6月補正 ☎ 財政課 ☎ 内線2126

市の予算が、市議会で可決され成立しました。

新年度予算は、清原慶子市長が次期市長選挙に立候補しないことを表明していることから、4月26日(日)に実施される選挙で新たに市民から選ばれる次期市長が自らの方針に基づいて市政運営に当たれるよう、義務的な経費や、裁量の余地がない経常的な経費などを中心とする「骨格予算」として編成しています。

このため、平成27年度一般会計の実質の歳出予算額(留保財源として計上する予備費を除いた額)は654億221万5千円で、前年度予算と比較すると、9億3,278万5千円(1.4%)の減となります。なお、留保財源として計上する予備費を含めた形式上の歳入歳出予算額は669億150万2千円で、前年度予算と比較すると、5億6,650万2千円(0.9%)の増となります。

特別会計の予算規模は403億6,519万2千円で、前年度と比較して25億7,237万3千円(6.8%)の増となります。

政策的経費や投資的経費を盛り込んだ通常の年間予算は、次期市長の方針に基づいて6月に補正予算として計上することになります。

各会計別の予算額

(単位：千円)

会計	27年度予算額	26年度予算額	増減(△はマイナス)		
一般会計	66,901,502 (65,402,215)	66,335,000	566,502 (△932,785)	0.9% (△1.4%)	
特別会計	国民健康保険事業 特別会計	20,610,674	17,624,947	2,985,727	16.9%
	下水道事業 特別会計	3,461,733	3,675,379	△213,646	△5.8%
	介護サービス事業 特別会計	1,052,037	1,099,779	△47,742	△4.3%
	介護保険事業 特別会計	11,453,861	11,695,854	△241,993	△2.1%
	後期高齢者医療 特別会計	3,786,887	3,696,860	90,027	2.4%
合計	40,365,192	37,792,819	2,572,373	6.8%	
総計	107,266,694 (105,767,407)	104,127,819	3,138,875 (1,639,588)	3.0% (1.6%)	
純計	99,456,058 (97,956,771)	96,587,176	2,868,882 (1,369,595)	3.0% (1.4%)	

※27年度の()内は、一般会計の予備費(留保財源分)を除いた実質の歳出予算額です。
※純計とは、会計間の重複(繰入金・繰入金)を控除した額です。

「平成27年度予算の説明」は市ホームページで公開しています。また、「平成27年度予算の説明」(1冊50円)、「平成27年度三鷹市一般会計・特別会計予算及び同説明書」(1冊800円)は、相談・情報センター(市役所2階)で販売しているほか、同センターや市立図書館などで閲覧ができます。

自立に向けたお手伝い—生活困窮者自立相談支援事業がスタート

「経済的に苦しい」「生活に困っている」そんなときは「三鷹市生活・就労支援窓口」にご相談ください

市では、生活困窮者自立支援法の施行に基づき、生活相談や就労などを支援する「生活困窮者自立相談支援事業」を4月1日から同窓口で実施しています。経済的な理由などで不安や心配を抱えている方の相談を専門相談員が伺い、関係機関と連携しながら、困窮状態からの脱却を目指して支援します。

☎ 月～金曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時、祝日、年末年始を除く) ☎ 市役所2階
☎ 同窓口 ☎ 内線2678

こんな不安や心配を抱えていませんか

- ・なかなか仕事が見つからない
- ・家族が働かずに引きこもっている
- ・ずっと働いていないので就職が不安
- ・引きこもりやニートで悩んでいる
- ・家賃が払えず家を出なければならない
- ・収入より借金がよくある

※生活保護を受給している方は同事業の対象になりません。

「三鷹市生活・就労支援窓口」にご相談ください

◆相談支援の流れ

- ①相談支援員がお話を伺い、課題を整理します
- ②必要に応じて、課題解決のためのプラン(個別支援計画)を、本人の同意に基づき作成します
- ③生活の安定に向けて、関係機関と連携しながら、プランに基づいた必要な支援サービスを提供します

支援の主な内容

すぐに仕事に就くことが可能な場合 ⇒ハローワークなどとの連携
ハローワーク三鷹などと連携しながら、就職活動支援を行います。

就職するために住居の確保が必要な場合 ⇒住居確保給付金(※)の支給
離職などで住居を失った方、または失う恐れの高い方に、原則3カ月間(最長9カ月間)家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を行います(収入・資産要件のほか、就職活動をするなどが条件)。

(※)3月に終了した「住宅支援給付」に代わり、生活困窮者自立支援法に基づき新たに開始した制度です。

仕事に就くために生活改善などのサポートが必要な場合 ⇒就労準備支援事業
「社会との関わりに不安がある」「就労意欲が低下している」など、すぐに就労することが難しい方に、期間を定めプログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援を行います(世帯収入が住民税非課税相当以下の方が対象)。

子どもの学習・進学支援が必要な場合 ⇒子どもの学習等支援事業
子どもの学習支援をはじめ、不登校や引きこもりなどの状況にある子どもや若者への支援などを行います。

◇同事業の開始に伴い、生活福祉課自立支援係は「生活福祉課自立支援・相談係」に名称変更しました(4月1日付)。